

## 結核定期健康診断実施状況報告書

(宛先) 秋田市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期の健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

報告年月日	令和 年 月 日(令和 年度分)	実施年月	令和 年 月
実施義務者の名称	(代表者名)	連絡先	担当者
			電話
実施義務者の所在地			

		①医療機関	②介護老人保健施設	③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
		職員	職員	職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者
対象者数 A	(非常勤・パートを含む)							
初回胸部エックス線撮影者数 B								
内訳	X線撮影者数 (検診車等にて実施)							
	直接撮影者数 (病院、診療所等にて実施)							
要精密検査者数								
精密検査受検者数								
内訳	直接撮影者数(CT含む)							
	かくたん検査者数							
被発見者数	結核患者							
	結核発病のおそれがあると診断された者							
未受診者数(A-B)								
内訳	退職・休職							
	退学・休学							
	妊娠等							
	受診勧奨中							
	その他※ (理由と人数記載)							

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

### 【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設 (注1)	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

(注1)社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

備考

## 結核定期健康診断実施状況報告書

(宛先) 秋田市保健所長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の2の規定により、定期健康診断を実施しましたので、同法第53条の7の規定に基づいて下記のとおり報告します。

健康診断実施月を記載してください。

報告年月日	令和 年 月 日 (令和 年度分)	実施年月	令和 年 月	
実施義務者の名称	(代表者名)	連絡先	担当者	〇〇 〇〇
			電話	×××-××××
実施義務者の所在地	秋田市〇〇〇〇番〇号			

該当する施設区分の下に、人数を記載してください。

	①医療機関		②介護老人保健施設		③社会福祉施設		④学校		⑤刑事施設
	職員		職員		職員	入所者 (65歳以上)	職員	学生 (入学時)	収容者
対象者数 A (非常勤・パートを含む)	6								
初回胸部エックス線撮影者数 B	5								
内訳	X線撮影者数 (検診車等にて実施)	1							
	直接撮影者数 (病院、診療所等にて実施)	4							
要精密検査者数	1								
精密検査受検者数	1								
内訳	直接撮影者数(CT含む)	1							
	かくたん検査者数	0							
被発見者数	結核患者	0							
	結核発病のおそれがあると診断された者	0							
未受診者数(A-B)	1								
内訳	退職・休職								
	退学・休学								
	妊娠等	1							
	受診勧奨中 その他※ (人数と理由記載)								

未受診者がいる場合は未受診者数を記入してください。

未受診理由を内訳から選択し、人数を必ず記載してください。その他の場合は、人数と理由(備考内記載可)を記載してください。

※理由は備考内記載可

※この報告には、定期健康診断(労働安全衛生法にもとづく健康診断)や人間ドック等の健康診断を他で受け、その証明書等を実施者が確認した者を含めて記載してください。

### 【健診及び報告の義務がある施設一覧】

施設区分	実施義務者	対象者	健診実施回数
① 病院・診療所・助産所	事業所の長	「職員」	毎年度もしくは 入学年度
② 介護老人保健施設	事業所の長	「職員」	
③ 社会福祉施設 (注1)	「職員」:事業所の長 「入所者」:施設の長	「職員」及び「65歳以上の入所者」	
④ 小学校・中学校等	事業所の長	「職員」	
④ 大学(短期大学含む)・高等学校・ 高等専門学校・専修学校又は各種学校	「職員」:事業所の長 「学生」:施設の長	「職員」及び「本年度入学した学生」	
⑤ 刑事施設	施設の長	「20歳以上の収容者」	

(注1)社会福祉施設とは、社会福祉法第2条第2項第1号及び第3号から第6号までに規定する施設

備考